

【参考和訳】 *Insurance Accounting Newsletter*

保険ワーキング・グループ (IWG) 会合

2009年7月特別号

国際会計基準審議会 (IASB) の保険ワーキング・グループ (IWG) は2009年6月29日及び30日の両日、ロンドンで会合を開催しました。この *Insurance Accounting Newsletter* 特別号では、そこで議論された重要な論点について報告します。今回は、これまでに合意した決定でIWG委員が支持を表明している分野、そして2009年7月下旬に予定されている重要なIASB会議を前に、より難しい解決策が引き続き提示されている2つの論点に関する、我々の理解をとりあげました。

背景と概要

IWGは2004年9月に設立され、保険業界を代表するCFO (最高財務責任者)、投資家団体の代表、保険数理の専門家、規制当局及び監査法人 (付録の委員名簿を参照) の見解をIASBに提供しています。IWG会合では常にIASBの議長ないし理事が議長を務め (今回の議長はウォーレン・マグレガー理事)、設立以来この5年間、IWGからのコメントはIASB会議での議論における非常に重要な情報源となっています。

6月のIWG会合は、保険契約に関する新しいIFRSを作成するためのIASBによるプロセスにおける重要な分岐点で開催されたもので、アジェンダも満載でした。本号では、そのアジェンダ項目の大半をカバーする以下の点について取り上げます。

- 保険契約プロジェクトの日程表、保険者 (insurer) に関係するIASBとFASBの他の共同プロジェクトの最新動向及びフィールド・テストのプログラム
- 金融商品の会計処理
- 将来の保険会計基準に対する投資家の見解
- 保険契約の測定モデル
- 新契約費と新契約の収益
- 表示と開示に関する論点

また、これ以外にも、IAA (国際アクチュアリー会) がリスク・マージンの評価に関する作業の最新動向を発表しました。

本ニュースレターは英語版が原本となります。

このニュースレターの英語版と参考和訳に差異がある場合には、英語版が優先されます。

プロジェクトの日程表

最終基準の公表は、遅くとも2011年半ばまでとすべきとされています。IASBとFASBが解決しなければならない論点はまだ多数あります。したがって、2010年2月に公開草案（ED：Exposure Draft）を公表し、2010年6月をコメントの締切りとすることが提案されました。

IWGには、公開草案の公表延期を提案するスタッフ案を却下するIASBの決定が提示されました。IWG委員の間では、遅くとも2011年半ばまでに最終基準を公表すべきであるとの合意が形成されたようです。そのため、公開草案を（スタッフが6月に提示した日程表通りの）2010年4月ではなく、2009年12月に公表するとしたIASBの提案は総じて歓迎されました。しかし、公開草案の公表前に、IASBとFASBが解決すべき論点はまだ多数あるとの指摘もありました。さらに複数の委員は、1月と2月は保険会社が決算発表の準備に注力しなければならないため、公開草案の公表をやや遅らせて2月末とし、コメントの締切りを2010年6月30日とすることが妥協点として最適であり、この処置により公開草案を仕上げるための議論の包括性を高めることもできるであろうと論評しました。

IWG委員はまた、IASBが保険に関するより多くの論点を同時に取り上げるためにより長いセッションの設定の検討を望む可能性があることも示唆しました。

IASBの別のプロジェクトに関するセッションで、特にIWG委員の注目を集めたのは、IAS第37号に基づく負債の測定に関するIASBの議論及び新しい収益に関する会計基準の進捗状況でした。

IAS第37号のプロジェクトについては、一部のIWG委員は、公開草案が2005年の公表時から大幅に変更されているため、IASBは（当該変更点を盛り込んだ）IAS第37号の負債に関する改訂を改めて提案すべきであるとの見方を示しました。

また、IWG委員の過半数が、提案された収益認識モデルでは収益の測定が顧客から受領した対価に固定されており、契約が不利（onerous）な契約とならない限り、収益の獲得過程における将来キャッシュ・フローの再評価が行われないとコメントしました。この理由により、IWG委員のほとんどは、保険契約のキャッシュ・フローは変動が大きく、固定的な手法（ロックイン方式）を用いると不正確な財務情報が作成される可能性があるため、提案された収益認識モデルは保険契約には適さないと考えました。

IASBは、保険契約を新しい収益認識基準の範囲外とするかどうかをまだ決定していません。

公開草案の公表前に対象を絞ったフィールド・テストを開始するとのIASBの提案は総じて支持されました。公開草案の公表後、基準の公表前に、さらに詳細なフィールド・テストが行われるべきであるとの見解も併せて示されました。

金融商品

保険者は、金融商品と保険契約の会計処理上のミスマッチを最小限にするために、これらに関する2つの新しい基準が統合したものとなることを必要としています。

IASBスタッフは、金融商品の分類と測定を変更する最新の公開草案を提案しました¹。

重要な懸念事項として挙げられたのは、償却原価（amortised cost、“AC”）区分、又は損益を通じて公正価値測定される金融商品（Fair Value through Profit & Loss、“FVTPL”）区分のみを認め、現行の売却可能（Available for Sale、“AFS”）区分を廃止するとして負債性商品（debt instruments）の分類と測定の簡略化の提案が、新たな会計上のミスマッチにつながる点でした。

指摘された主な懸念事項は以下の通りでした。

- IFRS第4号フェーズIIでは、保険負債は常に現行の市場金利を踏まえて再評価することが義務付けられる方向であるため、基本的な確定利付負債のために提案されている新しいAC区分は、会計処理上のミスマッチをさらに大きくするでしょう。今回のIWG会合に出席した保険会社代表は、現行のAFS区分では（過去に包括利益の一項目として認識された）累積利得を（売却等の事象が発生した期の）損益計算書にリサイクルすることでミスマッチを軽減させられるのに対し、提案された新しいIAS第39号にはそうした選択肢がないと指摘しました。
- 負債性商品のAFS区分が廃止されると会計処理の安定性が損なわれる可能性があります。即ち、保険会社は負債ポートフォリオを、資産に生じた公正価値の全ての変動が損益に反映されるFVTPL区分に指定することが必要になります。これは、公正価値の変動の要因が、負債側の測定には反映されないもの（例えば、負債の割引率には反映させる必要のない負債の非流動性スプレッドの資産の公正価値評価への影響）である場合であっても同様です。
- 持分商品の新しい区分である、その他包括利益を通じて公正価値測定される金融商品（Fair Value Through Other Comprehensive Income、“FVTOCI”）では、どのような公正価値の変動ならびに配当も損益へのリサイクルは行なわれないため、いかなる保険負債の帳簿価額の変動も損益計算書を通じて会計処理しなければならないとするIFRS第4号フェーズIIの原則を再検討する必要が出てくるでしょう。

保険会社の代表はIWG会合で、このような会計処理の変更が行われると、会計処理の影響を回避するためだけに経済的意思決定が下されることも考えられるとIASBに警告しました。例えば、欧州では現在、有配当契約負債は公正価値で評価されておらず、債券投資（debt investments）のAFS区分が廃止されれば、損益計算書のミスマッチは従来のAFS区分を使ったものと比較して顕著になるとの指摘がありました。

IAS第39号の改訂のためのデュー・プロセスに関する全般的な見解として、IWG会合に出席した保険会社代表からは、保険業界は金融商品の最大の買い手であるにもかかわらず、IAS第39号に関するこれまでの議論への参加機会が十分に与えられていないように感じられるとの指摘がありました。

総合的な視点に立ち、IWG委員は、AC区分の利用条件については、現行の「満期保有（Held-To-Maturity、HTM）」区分に係る制限条項（tainting provisions）よりも制限を緩やかにするとの提案を歓迎しました。債券投資を「契約上の利回りを基礎として」管理するという投資家にとっての新しい条件

¹ この公開草案は2009年7月14日に公表されました。IASPlusのリンク
[<http://www.iasplus.com/pressrel/0907financialinstrumentsed.pdf>]を参照してください。

本ニュースレターは英語版が原本となります。

このニュースレターの英語版と参考和訳に差異がある場合には、英語版が優先されます。

は、年金と対応させて保有するほとんどの資産が満たすでしょう。しかし、投資が負債特性の変化に直接的に結び付かない状況下で売却された場合、この条件がどのように満たされるのかについては、いくつかの疑問が提起されました。

IWG委員はまた、仕組み債の構造について、最上位の階層を除くすべての階層は、より上位階層に対しては何らかの信用補完となっており、したがってFVTPL区分で会計処理する必要があるため、最上位階層だけがAC区分に適格となる改訂案に疑問を呈しました。こうした区別には、債券格付けを、金融商品の分類の基礎となる「投資グレード (investment grade)」或いは類似の属性として勘案すべきとの提案もありました。

最後に、オーストラリアのIWG委員は、オーストラリアではすでに保険会社がすべての資産クラスで広範にFVTPL区分を採用しており、FVTPLによる投資の会計処理が廃止されれば、それは後退となりうるとの所見を述べました。

投資家の見解

保険契約の新しい会計処理モデルの特徴を決定する上で重要なのは、簡潔で透明でわかりやすいことと、理論的には正しいが複雑で、かつ実務において主観的に適用されるモデルとの兼ね合いを取ることです。

総じて一致したのは、現時点では保険会社（特に生命保険会社）の財務報告が複雑なため、投資家によって認識される保険会社の価値が損なわれているとの見方でした。

下記に会合で議論された論点をいくつか紹介します。

- 保険契約者と株主の間でのキャッシュ・フロー及び収益/費用の混合、各種生命保険商品の特徴の多様性によって、生命保険会社の財務諸表の透明性は低下しています。
- 提案される会計処理モデルは、それに基づき作成された財務諸表が、保険者の収益性の測定ならびに表示を可能とするわかりやすいものでなければなりません。
- 最終的に選択される保険会計モデルが過度に複雑になるとの見方があります。保険契約の新しい会計処理モデルの特徴を決定する上で、IASBは、簡潔性、透明性、わかりやすさと、理論的には正しいが複雑で、かつ実務において主観的に適用されるモデルとの兼ね合いを考慮すべきです。

保険契約の測定—IAS 第 37 号の測定特性を基礎とする IFRS 第 4 号フェーズ II

IAS第37号の測定特性を使用してIFRS第4号のフェーズIIプロジェクトを完成させることは総じて支持されましたが、保険への当該特性の適用については骨子の明確化の徹底を図り、IASBとFASBによりさらに検討されるべきであるとの指摘がありました。

現在出口価格 (Current Exit Price) による測定特性の (測定モデル候補からの) 除外と、IASBの提案したIAS第37号の測定特性の使用については総じて支持されましたが、保険への適用については骨子の明確化の徹底を図り、IASBとFASBによりさらに検討されるべきであるとの指摘がありま

本ニュースレターは英語版が原本となります。

このニュースレターの英語版と参考和訳に差異がある場合には、英語版が優先されます。

した。IWG委員は、(IAS第37号モデルの) 詳細な理解が不十分であることを理由に、保険契約に適用されるIAS第37号の測定基準の開発がさらに進むまで、別個のリスク・マージンを伴う現在履行価値 (Current Fulfilment Value)、即ち「候補3」を(保険負債の測定モデルの候補から) 除外するのは時期尚早かもしれないことを示唆しました。

IWG委員は、IASBに対して、IAS第37号の測定特性を保険(負債の測定)に適用するために、以下の分野についての検討作業に直ちに取りかかることを勧めました。

- 自己の信用リスク(保険負債の) 測定特性は公正価値ベースでの測定ではないため、自己の信用リスクは勘案されるべきではないと提案されました。
- リスク・マージン-リスク・マージンが、リスク負担に対する費用であるのか又は対価であるのかといった原則を明確にし、対価とする場合には、保険者がリスクを引き受けるために要求する利益が、その本質的要件として(essentially) 測定されるべきか否かについて明確にすること。
- 更新及び解約オプション-IAS第37号の特性が、更新及び解約オプションについての決定ならびに特定の状況における保険契約資産の認識(例えば、長期保険料平準払契約の当初認識)と整合することを明確にすること。及び、
- 有配当およびユニバーサル・ライフ生命保険-これらの取引にIAS第37号の特性を適用することによって、会計処理の結果が不正確に表示されることとならないか検証すること。

マージン

ほとんどのIWG委員は、資本コストに基づいて計算されるリスク・マージンの再測定と、当初利益(day 1 profit)を消去するために認識され、その後利益として認識される残余マージンから構成されるモデルを支持しました。

IWG委員の多くは、様々な保険負債の多様な不確実性を捉えるために、リスク・マージンを頻繁に測定するモデルを支持しました。これらの委員は、(リスク・マージンの算定のベースとして) 資本コストが最も望ましい選択肢と考えているようでした。

一部のIWG委員は、IAS第37号改訂案のような3種類(リスク、サービス、残余)のマージンを使用する測定モデルはあまりに複雑すぎ、(「候補4」として知られている) 複合マージンを使う現在履行価値モデルが持つ簡潔性が望ましいと指摘しました。しかし、複合マージンの要素はあまりに多様であるため、それらを一つのマージン負債にまとめると、その後の収益認識パターンが恣意的になる可能性があるとの指摘もありました。

収益獲得パターンについては、リスクから解放される時期を考慮する必要があること以外に合意は形成されませんでした。

事後的なキャッシュ・フロー見積りの変更が残余マージンの収益(獲得)に与える影響

本ニュースレターは英語版が原本となります。

このニュースレターの英語版と参考和訳に差異がある場合には、英語版が優先されます。

事後的に生じた見積りの変更に合わせて残余マージンの調整は、IFRS第4号のフェーズIIの作業を完了させるために解決すべき論点の一つです。実務への適用という観点から、事後的に見積りの変更が生じても残余マージンの収益（獲得）パターンは、調整しないとする単純な代替案が支持されることになるでしょう。

ほとんどのIWG委員が、残余マージンを緩衝装置（shock absorber）として会計処理すべきではないと指摘しました。これらの委員は、見積りの変更が発生した場合には、残余マージンと相殺するのではなく、（損益として）かかる変更の影響を認識すべきであると考えています。しかし、こうした議論によっても望ましい手法は見つからず、この問題は新しいIFRS第4号のフェーズII作成の完成に向けて残された最後の重要課題となっています。

新契約費

IWG委員の過半数は、新契約の収益認識に関するIASBの暫定的な決定に同意しましたが、複数のIWG委員からは、当初（のマージン測定の際）の較正の対象として考慮される新契約費について、その定義が、選択された販売経路とは無関係に契約負債は同じであるべきだとするIFRSの基本原則を効果的に達成するものとなるよう、新契約費の定義を（再）検討するようとの勧告がありました。

IWG委員は、費用計上された新契約費に対応する収益の認識は行わず、結果として選択された販売経路の違いだけで保険契約負債が異なってくることとなるFASBの決定よりも、IASBの手法が望ましいとの見解を表明しました。

一部のIWG委員は、FASBと合同で行う今後の審議会で、IASBの決定が覆されることを警戒しており、その場合には、新契約費が保険契約のキャッシュ・フローと同じ会計単位の一部と見なされ、それに応じて残余マージンが減額される調整が行なわれることになると示唆しました。

IWG委員は、この4月に採択された新契約費を狭く解釈する定義についてIWGとしての提言を行いました。すなわち、契約上の権利と履行義務が同一であれば、販売時の（保険負債の）測定値も同額であるべきだとするIASBの基本原則を達成するには、FAS第91号の手法に沿った定義の方が、増分費用だけを考慮する現在の暫定的な定義より有効ではないかと説明しました。FAS第91号の基準では、（新契約費には）保険契約の引受に直接的に帰属する全ての費用が含まれ、増分費用の特性に関するテストは求められていません。

表示と開示

損害保険と傷害保険（life protect business）については、保険料と保険金を引き続き収益と費用として表示することが総じて支持されました。しかし、この手法を預り金要素の大きい生命保険に適用する場合、明らかな問題点があることが認識されました。

IWG会合に出席した投資家の代表は、以下の諸点を義務付けることで現行の開示問題に対応するよう勧告しました。

- セグメント報告を拡充し、各セグメントにより適した多様な基準を認めること

本ニュースレターは英語版が原本となります。

このニュースレターの英語版と参考和訳に差異がある場合には、英語版が優先されます。

- ・ リスク・マージンの金額と（算定）基準の一貫した開示
- ・ リスク・マージンと残余マージンの収益獲得パターンに関する情報

損害保険と傷害保険については、保険料と保険金を引き続き収益と費用として表示することが総じて支持されました。しかし、この手法を預り金要素の大きい生命保険に適用する場合、明らかな問題点があることが認識されました。

会議での議論は、単一の表示様式が推奨される基準として採用された場合、このように種類の異なる保険商品すべてを取り扱っている保険者の損益計算書は意味のある表示を提供しない可能性があるとして示唆しているようでした。一部の委員から、事業種類別に異なる基準で提供できるセグメント報告に重点を置いたIFRSが、より適切な各セグメントの表示基準を提供するとの意見がありました。表示については、生命保険者の財務諸表を使いやすくするために、保険契約者と株主の利益(income)、費用(expense)及びキャッシュ・フローを分離して表示することの検討も示唆されました。

IWG委員は、費用が損益計算書の財務表示の精度をより高めるという利点を上回る多くの実務上の問題を理由として、保険契約の分離(unbundle)の義務化を支持しませんでした。

開示について、IWGの投資家団体の代表は、リスク・マージンの金額と（算定）基準、ならびにリスク・マージンと残余マージン双方の収益（認識）パターンに関する情報の明確な開示を求めました。

「ラン・オフ・トライアングル(run off triangle)」をリスク・マージン適用前と適用後の両方で開示しているオーストラリアの損害保険が、3つのビルディング・ブロックを使用した会計モデルにおける適切な開示の事例として挙げられました。

IWG会合の次回開催は公開草案の公表後になる可能性があるものの、IASBが公開草案の公表前に個別の論点についてIWG委員の意見を求める可能性もあります。